

日本における「性教育」論の源流と誕生

小泉友則

はじめに

子どもの性をよりよい方向に導くために、子どもに「正しい」性知識を教えなければならぬ。もしくははその他の教育的導きをせねばならないとする。「性教育」論は、それに賛否の声はあるにせよ、日本においてなじみ深い存在となつていく。「性教育」論を推進する人々からすれば、とかく若年層のもつ性知識はつたないため、他者との性関係やその他の性行動は危うい方向にいきがちであるのだという。そのため彼／彼女たちは様々な場所や媒体で、「正しい」性知識を子どもに教えなければならぬとし、あるべき方向に導こうとしてきている。これは、現代における子どもの性をめぐる被害・加害状況や性知識の実際の乏しさを鑑みれば、妥当性のあ

る試みだと言えよう。^①

しかしながら、このような「性教育」論は日本においていつ頃から始まったものだろうか。日本の性研究・教育研究領域においては、日本における「性教育」論のはじまりがどこにあるのかを探る試みがしばしば行われてきている。ただ、先行研究が示す歴史記述からは、「性教育」論に関する議論の変容や誕生が、日本にとつてどのような文化現象であつたのか、実は多くの部分が明らかにされていない。

本稿は、そのような先行研究の批判・検討を通じて、改めて日本の性教育史を再構成し、より深みのある歴史記述を試みるものである。後述する理由から、本稿ではある優れた先行研究への批判検討を軸として論を展開するため、分析時期は近世後期～明治後期までの広い期間を対象とする。

なお、本稿では原則として漢文や人名、それでしか意味をあらわせない語を除いては、読みやすさを考慮し引用文の旧字体は適宜現代のものに改めた。また、引用文中のルビや句読点は筆者が適宜補った。本論で取り扱う史料には現代では不適切である表現が用いられていることがしばしばあるが、それについては当時の表現のままた記す。

一 先行研究の整理とそこから見える展望

(一) 先行研究の紹介

先行する研究は多くあるが、日本の「性教育」論の誕生について取り上げた、より優れた研究としては茂木輝順『性教育の歴史を尋ねる』戦前編』(二〇〇九年)を挙げることができる。その理由としては、多くの先行研究が日本の「性教育」論のはじまりを明治後期に起点を置いているのに対し、茂木は明治初期にまでその考察をさかのぼらせている点と、その他少数の明治中期の「性教育」論やそれに関する議論に触れた研究のなかでも比較的はその時期のことを詳述しているからである^③。これには、茂木がこれまでの研究者よりも単純に資料発掘能力に秀でていているという面もあるが、何を「性教育」論の誕生とするのかについての視点を比較的明確に持っているためでもあると考えられる。このことは本論においても極め

て重要な点であるため、しばし茂木の研究が如何なるものなのかについて言及したい。しかし、茂木の視点の茂木自身による説明は、やや煩雑なものとなつているため、以下、適宜言葉を補い説明していきたい。

茂木以外の研究においては、明治後期に日本の知識人らが提言した「性欲教育」「色情の教育」をめぐる議論のブームという解り易い事象を「性教育」論の起点としていることが極めて多い。

しかしながら茂木は、こうした歴史的な事象を重視しつつも、日本における「性教育」論の誕生をより深く探るために、これまでの先行研究とは異なる視点を提示した^④。それは、「性教育」論を、様々な性に関する教育論が集合した「枠組み」としてとらえる視点である。すなわち茂木は、現代における「性教育」論を、それを構成する要素の教育論ごとに分解し、その要素が集積する「枠組み」が形成されていく過程を遡及的に見ようとしたのである。そのような視点からひとまず茂木は、一連の教育論が「性教育」というように一つの言葉で概念化され、言い換えれば一つの言葉で纏められ機能するようになったのはいつごろなのかを探るとした。それは茂木が、一連の教育論が概念化されることになるといふ現象を、「性教育」論が歴史のなかで強い「枠組み」となった瞬間として特に重要な現象だととらえたためであろう^⑤。そのため、茂木の研究において、「性教育」論の誕生は、その概念化が始まって以降にもとめられて

いる。本稿でもそれに倣い、以下では「性教育」論の誕生を、一連の教育論の概念化が生じて以降の、強い「枠組み」にもとめていきたい。

そしてこの視点により、茂木は「性教育」論が誕生する以前の、その源流に位置づくもの、すなわち概念化が生じる以前の弱い「枠組み」としての教育論のみがあった時期についても言及することを可能にした。この様な視点から茂木が提示した日本の「性教育」の源流と誕生は、整理すると左記のようなものとなる。

- ①日本における「性教育」論の源流と呼ぶるものは、明治初期ごろから日本において出版されはじめる、『造化機論』などの近代西洋の性知識を紹介する性科学関連書出版ブーム、いわゆる「開化セクソロジー」期までさかのぼることができ。この時期においては「性教育」「性欲教育」というような一連の教育論を概念化する言葉こそ現れなかったが、そのような性科学関連書籍のなかで、子どものオナニー禁止論や、性への関心や欲望を持つ子どもに、「正しい」性知識を与えねばならないという主張などの、「性教育」論の源流となる弱い「枠組み」としての教育論は見られた。

- ②明治中期になると、性に関する一連の教育論を総称する「性育」なる概念が欧米の sexual education 概念を翻訳する形であ

らわれ、「性教育」論の強い「枠組み」の出現、すなわち「性教育」論が誕生する。しかし、明治中期においてはごくごく一部の学者がこうした議論に注目するのみであり、その社会的な影響は皆無であった。

- ③明治後期になると、欧米、特にドイツの「性教育」論を日本に取り入れようとする学者群や、それらを日本に実際に導入すべきか否かなどの是非を問う議論が多く出現しはじめる。この時期、「性教育」論は「性欲教育」や「色情の教育」という概念で議論されていた。このような「性教育」論はこの時期の多数の新聞・雑誌で議論され、認知度の拡大・議論の深化がなされていく。

- ④大正期に入ると、「性教育」という概念自体もついに誕生する。この概念の誕生以降、これまで主流の概念であった「性欲教育」などは、より多様な意味を含みうる「性教育」へと転換していく。この変化は、「性欲」よりも「性」の方がより意味が限定されず、また、教育的な概念として用いやすいという点ですすめられたのであろう。こうした概念の変動もあり、大正期以降には、「性教育」論はそれまでよりも多様な性に関する教育論を内包していくこととなる。

以上のような整理となる。これは、これまでの研究より実証的で、

取り扱われた時期の広さという点で奥行きのある歴史記述となった。しかしながら、なぜ、茂木は日本における「性教育」論誕生以前の源流を探る試みにおいて明治初期を起点に設定したのだろうか。ここには茂木の「性教育」論の源流や誕生を記述する際の、ある前提が関わっていたと考えられる。この前提についても茂木の説明はやや煩雑なものになっているが、解釈可能なため、説明していきたい。

(二) 先行研究の検討

茂木が「性教育」論の源流として考察の対象とした教育論は、明治以降の近代西洋の性に関する教育論を扱っており、近代以前に日本で主張されてきたような「色」や「淫」に関する教育論には注目していない⁶⁾。どうも、茂木は日本における「性教育」論の源流や誕生をみるためには、近代西洋の性知識の日本への流入に注目すれば十分と考えていたようである。

確かに、現代における「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論の一つ一つは、時代によって細かな論理は変わっていくにせよ、元をたどれば近代西洋の知に範があるものが多いのかもしれない。であるとすれば茂木の「性教育」論の源流や誕生を近代西洋にもとめる考えはそれほどの外れではないと言える。さしずめ日本における「性教育」論の「枠組み」は、西洋の性知識がなければ成り立たない、ということだろう。しかしながらこのような茂木の態度

から、二点の疑問が浮かび上がる。

まず第一に、「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論は、いったいどこまでが近代西洋特有のものなのだろうか、という疑問である。実は、このことは、研究史上あまり明らかにされていない。茂木の議論には、「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論の由来や文化性について詳細に触れるところがほとんどない。そして第二に、近代西洋の性知識が範となつていたのであれば、明治期以前の洋学にも遡ることができないか、という疑問もある。このように、茂木の姿勢には、「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論の文化性に注目する視点の希薄さが見られるのである。しかし、日本において「性教育」論がどのように誕生したのかを問うのであれば、この視点は持たねばならないものと考ええる。また、これと関連し、茂木の研究は大きな問題点をはらんでいる。それは、先に解説した茂木の研究成果は、日本の性教育史において重要なポイントはおさえられているものの、一つ一つの歴史記述が薄いという問題である。茂木の記述からは、史料の中身と存在以上の情報が得られないことも多く、この史料の中身や存在が歴史上どのように位置づけられ、どのような意味があるのかに触れられていないことが多い。そのため、「性教育」論の「枠組み」の形成過程における重要なポイントをひとまず追えるにしても、それぞれの現象が当時の社会においてどのようなものか、どのようにインパクト

のあるものだったのか、わかっていないままである。

(三) 本稿の指針

以上のような茂木の研究の批判的検討から、今後の性教育史の展望をみることができるといえる。そのため、本稿では茂木の視点を継承しながら、筆者が茂木を批判した点を明らかにし、日本性教育史の再構成を目指す。すなわちそれは、茂木のように、『性教育』論を様々な性に関する教育論が集合した「枠組み」とみなし、その「枠組み」の要素となる教育論の出自をより深く、遡及的に探り、その要素が集合し変容・発展していく過程を筆者なりに再構成する。その中では、『性教育』論が誕生する過程はもちろん、さらには誕生した『性教育』論の認知度の拡大や教育論としての精度の深化が成されていく様を見ていく。その際、『性教育』論の「枠組み」の変容・発展過程を単なる史料紹介レベルに終わらせるのではなく、その変容・発展が日本文化にとっていかなる現象であったかについても考察を巡らせていきたい。このことにより、明治期を対象としたこれまでの性教育史のより深い歴史記述が可能となるであろう。

具体的には、本稿では左記の諸点について明らかにしていくことを目的とする。

I、現代にまで続く『性教育』論の「枠組み」をなす要素の教育論は、近代西洋特有のものなのだろうか。本稿では、現代や明治期

においても、『性教育』論のなかで展開される教育論である、(1)子どもに俗悪な性情報を与える媒体を批判し、それとの接触に注意を促す教育論、(2)子どもの持つ性的欲望・関心の存在を認め、かつそれをコントロールするための知識を子どもに与えるべきとする教育論、(3)子どものオナニー(手淫)に関する教育論は日本の近世後期にみることができるといえるのか、について言及していく。現代における『性教育』論はこれら(1)・(2)・(3)の諸要素以外にも様々なものを含むが、(1)・(2)・(3)の諸要素はその存在の歴史的な継続性の有無を史料によつて比較的判断しやすく、また、後に見ていくように明治期の『性教育』論の誕生や発展には、これらの諸要素の存在が大きく関わっている。なおかつ現代においてもいままな『性教育』論において言及の頻度が高い諸要素である。何より、これら諸要素は茂木が『性教育』論の「枠組み」をなす要素の教育論として触れたものであるため、先行研究からの発展を示すためにも、本稿ではひとまずこれらを調査対象とする。

II、Iを踏まえたうえで、『性教育』論の誕生以前、強い「枠組み」の誕生以前の、『性教育』論の源流と言えるものを近世後期に見つけることは可能か。このI・IIを二章の課題とする。

III、I・IIでの検討から見えた、日本における『性教育』論の「枠組み」をなす要素の教育論をめぐる状況は、明治中期に、いかなる変容・発展をしていくのかを見ていく。そして、茂木はこの

時期の「性教育」論に関する資料を少数紹介するのみだったが、この時期のそのような史料が、日本の「性教育」論の歴史や、当時の日本文化の中でどのように位置づく教育論や現象であったのか。新たな史料を多数加え、先行研究を再構成し、これらを詳細に明らかにすることを三章の課題とする。

IV、茂木をはじめ、先行研究では明治後期の「性教育」論ブームともいえる現象に大きく注目している。この現象はⅠ・Ⅱ・Ⅲの検討を踏まえた場合、これまでの「性教育」論にとつてのどのような変容・発展といえるのか。これを第四章の課題とする。

以上のことを次章以降、順に取り扱っていく。

二 近世後期日本に見る「性教育」論の源流

(一)「枠組み」をなす要素の教育論を見るために

現代日本における「性教育」論という「枠組み」のなかで語られるさまざまな教育論のなかには、明治期から現代まで共通して扱われるものが複数存在する。本章ではその中から、茂木も注目した(1)子どもに俗悪な性情報を与える媒体を批判し、それとの接触に注意を促す教育論、(2)子どもの持つ性的欲望・関心の存在を認め、かつそれをコントロールするための知識を子どもに与えるべきとする教育論、(3)子どものオナニーに関する教育論の三点の要素が近世後期

(安永〜慶応期、一七七二〜一八六八年)の時点で存在していたのかについて検討していく。

これらの現代における三種の教育論がどのようなものであるかのイメージをつかんでおくことは以降の論で重要となるため、少し長くなるが概観しておきたい。まず、(1)では、マンガやアダルトビデオなどが発信する性情報が、子どもに悪影響を与える「歪」んだものであると批判され、これを無条件に子どもに晒しておくことが危険であることが多く主張される。(2)と(3)は関連しあっているトピックスでもあるため、まとめて紹介したい。よくある形式は、子どもは年齢の長幼に関わらずオナニーをするために、これをコントロールするためのさまざまな衛生知識を与えるようにと主張される。また、子どもは恋愛や性交に関する欲望・関心もあるため、欲望などをコントロールするためにこれらの知識を与えるようにとされる。本稿ではこうした教育論の存在や生成過程に注目していく。

調査対象とする史料は、領域的な関連性・連続性があり、かつ教育的議論が展開される教育・医学関係の書籍に絞る。具体的には、子育てに関する教えをふんだんに含んでいた、育児書・教訓書・養生書を分析する。また、この時期の西洋知のありようをみるために洋学書(医学関係)も対象とし、これらの史料から議論の傾向を読み取る。以上の枠内で先に述べたⅠ・Ⅱの課題を解いていく。

(二)「色」を含む媒体からの隔離を求めると、「色」が害であるとの指南

さて、近世後期におけるこれらの書籍では、「好色」に関する情報のある艶本を批判し、これに触れさせてはならないことがよくよく主張されていた。この点は拙稿¹²⁾において詳述したため、本稿では抜粋し取り上げることとした。

幼きより道あるかなものを見るべし。伊勢物語のやうなる恋がたしき事ハ見るへからず。¹³⁾

幼稚の時、聞込だ事が、一生出る物じやから。子供にハ、兎角、よい事が聞かせたし(……)金平本から、そろゝと仕込。漸々に、平仮名の本を、あてがふべし。但し、金平本も、近年のハ、油断がならぬ。金平にさへ、濡事がある。よふ吟味して。あてがへ、おしへず共。¹⁴⁾

このように、(1)のような教育論はこの時期にはよく見られるものだった。このことは、当時の日本の教訓書・子育て書・養生書の多くが儒教的価値観を基礎として書かれていたことを考えれば当然の成り行きと言える。

子どもの持つ性的欲望・関心を認め、かつそれをコントロールす

るための知識を子どもに与えるべきとする教育論があるのか、という問いについては幾分かその答えは複雑なものとなる。ここでは性的欲望に関する事柄をあらわす当時の「色」「色欲」「淫欲」などの概念に注目し、これらがどのように扱われていたのかをみていくことで考察を巡らせていきたい。まずは、単純に「色」などの知識を子どもに与えようとした議論はあのかについてみていこう。

育児書・教訓書・養生書などには、婚期・結婚後の生活の心得・妊娠中の心得などについての言及などはよくなされている。そのため、このような項目の存在は子どもに「色」などに関する知識をあてておくべきだとした意図があつたと解釈できるかもしれない。実際、中には、幼少のころから子どもに結婚後の生活での礼式などを教えるように説くものもある¹⁵⁾。ただし、このように説く書籍で、「色」などの話題が登場する際には、それが害であることが基本的に説かれるのみである。たとえば、結婚後の「淫乱」が禁じられてはいるが、ここではそれが悪であるという情報のみが記述され、「淫乱」が何かという具体的な説明はされることがない¹⁶⁾。

ただ、女子教訓書を中心として、これらの書籍のなかには子どもに「諸芸」(三味線・琴・歌等)を習得させよとするもの、『源氏物語』や『伊勢物語』を紹介するものがある。これらの項目の性格から、一見「色」などに関する知識を手放して幼少期から具体的に教えることを推奨する主張として受け取れる。しかしながら、まず、

これらは当時、基本的には留保付きで触れられるトピックであり、これらを用意なものとして名称のみ紹介する書籍や、これらの習得を推奨しつつも「色」に近づくような習得の仕方をさせてはならないとした書籍が多数みられる。また、これらをほぼ留保なしで紹介する書籍においても、基本的には単純にそれらの存在が紹介されるか、「色」などに関わらない文脈でその用途や諸芸に関する心構えが説かれて⁽¹⁶⁾いる。ただし、これらの書籍のいくつかは、結果論として子どもに具体的な「色」などの知識をあたえるよう仕向けていた、とは言えるかもしれない。

とはいえ、このようなトピックのなかでそれらの「色」などが関わりうる事柄を子どものころから教えるべきとあえて主張されるときには、「色」などが害であるということを伝えるようにとされるが、「色」などの具体性について説明する態度は希薄である。

(二) 子どもの性的欲望・関心の有無について

子どもの持つ性的欲望・関心をめぐる議論はどのような様相になつていようか。これらの書籍では、次のように、幼少期の子どもが「色」「色欲」「淫欲」に関する事柄を解すことができない存在だと位置づける形式の議論が多くみられるのが特徴である。

聖賢のおしへに、男女席を同せずとのたまひて、幼少の時より、

其法を能教がゆへ成長の後も、男女ハ別有事を知て、不義成ものはなしといへり。⁽¹⁹⁾

子弟を教ふるには幼少より男女の別をよく云ひ含むべし。すべて人の欲の動きはじめハ男女の欲より始るなり。幼少より能くのみ込まざれば必(ず)筆(者)注) 十四五歳より淫奔に趣⁽²⁰⁾て

惣体幼稚時分より、男女一所へ集る事を、恥ずかしく思召つけなざるゝが、至極よろしきことにて候。左様に幼少よりなされつけたる子供衆、御成人なされ候て、悪性に御なりなされたるは、すくなきものにて候。⁽²¹⁾

ここにおいては、「色」に関するものは幼少期の子どものとつては知りえないし起こりえないが、しかし、異性に近づくことが害であることを教えよとしている。また、他方でも、幼少期の子どもには「色」にまつわる事柄は関係がないとわざわざ言明する議論は他にもみられる。⁽²²⁾ それどころか、幼少期の子どもの持つ「色」などがどのようなかを語る議論の形式が管見の限り見られないのである。すなわち、子どもの持つ性的欲望・関心を認め、かつそれをコントロールするための知識を子どもに与えるべきとする教育

論をさがそうとしても、この時期のこれらの書籍には土台となる子どもの持つ性的欲望・関心を認めるといふ形式が、幼少期の子どもをめぐっては見当たらない。

ただ、「幼少」「幼稚」などの語が用いられない、成人以前を指しているとは解釈できる、「若」「い存在や「娘」、または「十四五」歳の性的欲望・関心については触れられることがある。それは、「芝居」を好む「娘」は「好色淫乱ノ心」を覚えるといったもの、「十四五」歳より人間は「貨（たから）」と色」との欲情が起ると述べるもの、男子は「情」が早く動きやすく「はやく色欲の念」が起るため、その念を抑えるために「父母」が「微若の内」に「男女の配偶」を決めるなどの議論である。想定されている年齢に解釈の余地は残るものの、中には「男女の配偶」を決めるといふ積極的な議論がされていることは興味深い。ただし、この「配偶」をめぐる議論を含め、これらは、年長の子どもの性的欲望や関心などを認めたとしても、「色」などが害でありかつ避けるべきであると教え伝えることを主目的とし、これに関する具体的な知識を伝えるべきとするものではなかった。

以上、(2)の子どもの性的欲望・関心を認め、かつそれをコントロールするための知識を子どもに与えるべきとする形式の教育論は、近世後期のこれらの書籍群においては、年長の子どもの持つ性的欲望・関心の存在を認め、かつ子どもには「色」につながるものが害

であり避けるべきものであると伝える、というかたちにおいて見られた。これは、現代の教育論と比較した際に、興味深い差異があらわになる。すなわち、この時期のこれらの書籍から見られる教育・医学系の教育論では、幼少期の子どもの持つ性的欲望・関心の存在を認めるといふそもそもの土台が形成されていないため、その存在を基にした教育論は見られない。また、「色」を避けるべきものとして強く位置づけ、具体的な説明が避けられる傾向が影響してか、子どもを対象とした、現代でよく見られるような、性交に関する知識を具体的に教えるべきとする教育論も見られない。そしてまた、これらの書籍群からは、長幼を問わず子どものオナニーという話題が見あたらないのも特徴である。

(四) 近代西洋と子どものオナニー

では、日本の教育・医学系の教育論においてこの様な議論の傾向が変容するのはいつごろなのだろうか。その変容に近代西洋の性に関する議論が関わっているとすれば、それは、日本の性に関する文化史を考えるうえでも実に興味深い事象となる。

近世後期から時代を進める前に、まずはこの時代における洋学の中の性知識の流入がどのようなものであったのかをみていこう。このことは前述してきた書籍群における議論の傾向からの変化をみていくための道筋となる。そしてそれは、残された(3)の課題である子

どものオナニーに関する議論がこの時期にあつたのか、あるとすればそれはどのような文脈か、ということ論じることになる。蘭学などを中心とする洋学には、解剖学・内科学・産婦人科学などの文脈から広く性に関する議論が展開されるが、ここではそのなかからオナニーに関する議論を探っていく。

近世後期における養生書・教訓書・子育て書には、そもそもオナニーに関する言及自体が極めて乏しい。そして前述したように、子どものオナニーといったトピックについては管見の限り見受けられない。しかしながら、子どものオナニーというテーマが、近世後期に存在しなかつたのかと言えは、そうではない。これはこの時期の洋学における医学書に見られるのである。そもそも、洋学においてはオナニーそれ自体に対する言及が、次のように豊富に存在する。

花風

甚タ多情ニシテ羞辱ヲ知ラサル者は是ナリ。(……) 熱質ニシテ
宜嫁ノ処女、或ハ多房ノ婦、一旦寡娶ト為ル者、或ハ春画淫帖
ヲ閱スルコトヲ楽ミトシ、或ハ陰所ヲ自弄スル者(傍線は筆者
のもの、以下同じ)

若手淫自洩傷身更甚⁽²⁸⁾

(筆者訳——もし手淫をして自ら漏らせば身を損なうこと、更に甚

だし。)

其有絶嗣者、必自戕賊喪者也、不然則父母戕賊斷喪遺累者也、
約而言之、凡有數端一、以手洩精、一也、童年受室、二也、
房事無度、三也、(……)⁽²⁹⁾

(筆者訳——跡継ぎを絶つものがある場合は、必ず自らを損なう者である。そうでないなら父母が体を損ない患いを残している者である。そして、いくつか原因を述べれば、一つは手によつて精を漏らすこと(オナニー)、二つは若くして妻を設けること、三つは、房事が過度であること……)

そして、幼少期であるかどうかは判別不能だが、子どものオナニーに関しても次のように言及がなされる。

遺精「ボルリユチオ」羅「サードフルド」蘭(……)
其(原因の——筆者注)最モ多キハ手淫ナリ。手淫ハ小童青年
ノ徒ニ於テ右ノ諸因ヨリシ或ハ美ヲ見。美ヲ想フテ淫事ノ妄念
煽動スルヨリ(……) 遺精の治法ハ即チ手淫ノ治法ナリ(……)。
淫情ヲ起スヘキノ諸件ヲ避ケ(……) 強ク運動動作シテ大ヒニ
体力ヲ費耗シ日暮レ疲労ヲ極メテ褥ニ就カシメ(……) 羽毛ノ
襦褌ヲ遠ケ仰臥セシメス勉メテ早起セシメ手淫ノ常習アル者ハ

厳ニ之ヲ禁止スル等ナリ（……）³⁰

花風「オナニスミユス」羅「オンフルサーデレイキゲスラグト
 ドリグト」蘭（……）其頻リニ手淫ヲ行フヲ以テ「オナニスミユ
 ス」手淫病等ノ名アリ」其甚シキ者ハ七情皆此ノ一欲ニ化セラ
 レテ他事ヲ省ミルコト能ハス、遂ニ進テ真ノ精神錯乱ニ転ス。
 婦人ニ於テ殊ニ甚シ（……）昔時ニ比スルニ輒近ニ到テハ淫欲
 ノ発動スルコト甚タ早シ。実ニ歎スヘシトス³¹

ここでは「手淫」が「小童」にも「淫」を伴いながら行われるこ
 とがあると述べられ、そのことが嘆かれつつもその対処法が提示さ
 れている。このような史料の存在は、「性教育」論の歴史を考える
 うえでも大変に重要なものであるだろう。見てきたように、近世後
 期の教訓書・子育て書・養生書では、オナニーについての議論は見
 られなかった。しかし、この時期の洋学においてはその問題が紹
 介されているのである。ただ、「厳ニ之ヲ禁止スル」などの文言に
 解釈の余地はあるものの、これは、子どものオナニーという現象を
 基にしてこれに関する知識を子どもに伝えるべきとしているとは読
 み取れない。ここではあくまで害悪視され、避けるための環境設定
 が読者に薦められるのみである。また、こうした議論は洋学のなか
 の医学という、高難易度の学問領域の中で述べられているにすぎな

いもので、子どものオナニーに関する教育論であると言えるかどう
 かも議論の余地がある。しかし、子どものオナニー問題という西洋
 の語彙は、現代までに続く「性教育」論の「枠組み」を構成する要
 素として重要なものである。そのため、この時代の洋学は、後には
 つきりとしたかたちを見る「性教育」論の「枠組み」である要素
 に関連するものをすでに提供していたと言えよう。

（五）小括

本章のまとめとして、筆者が一章で提出したⅠとⅡの課題につい
 てこたえていきたい。それは、「現代にまで続く「性教育」論の
 「枠組み」をなす要素の教育論は、近代西洋特有のものなのだろう
 か」、そしてそれを踏まえたうえで、「Ⅱ、「性教育」論の誕生以前、
 強い「枠組み」の誕生以前の、「性教育」論の源流と言えるものを
 明治期以前に見つけることは可能か」というものだった。

見てきたように、近代西洋の影響が現れる以前の日本における教
 育論にも、現代に繋がるような、子どもに俗悪な性情報を与える媒
 体を批判し、それとの接触に注意を促す教育論や、限定的ながらも、
 子どもの持つ性的欲望・関心の存在を認め、かつそれをコントロー
 ルするための知識、すなわち性的欲望が害であることを子どもに伝
 えるべきとする教育論はあった。しかしながら、そこには幼少期の
 子どもの持つ性的欲望・関心を認めるようなもの、子どもに性交や

オナーニについての知識を教えるべきとする教育論は見られなかった。また、「性教育」のような教育論の概念化が成されているわけでもなく、現代と比較するとパズルのピースが不足している状況だった。しかしながらそのピースは、同時期に洋学から、子どものオナーニに関する議論という形で出現しはじめてもいた。これらのことから、後の「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論の一部は近代西洋の影響を受ける前の日本にもあり、この要素全てが近代西洋特有のものではないということ、そしてその意味でも、また西洋知が既に取り入れられていたという意味でも、「性教育」論の源流は近世後期にすでにみられた、と述べてよいだろう。そのため、「性教育」論は自身のすべてが日本にとって新しい経験や思考方法であるというわけではなかったことは留意しておきたい。

三 「開化セクソロジー」期における「性教育」論の「枠組み」の諸相

(一) 子どものオナーニに関する議論の教育領域進出

前章において、近世後期における「性教育」論誕生以前の源流の動きを見てきたが、それらは明治期に入りいかなる展開を見せるだろうか。明治期には、その初期から近代西洋の性知識が医学・教育系の学的知識を通じてこれまでとは比較にならないほどの量が流入

することになる。先行研究において、この明治初期・中期の近代西洋の性知識の奔流は「開化セクソロジー」と名付けられている³²。本稿においても先行研究に倣い、この言葉をこの時期の近代西洋の性知識の流入の総体を指す言葉として用いたい。

この「開化セクソロジー」の性知識のなかには、「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論も多く含まれていた。一章で紹介してきたように、茂木はこの「開化セクソロジー」時代の議論を「性教育」論の文脈で取り上げた数少ない人物の一人だが、茂木はその教育論のごく一部、明治八年からの『造化機論』類の書籍のいくつかと明治中期の「性教育」論を一つ取り上げたのみである。そのため、この時代の「性教育」論の「枠組み」をなす教育論の変容・発展が日本にとつてどのような現象でいかなる意味があつたのか、それが社会にどのような影響や反応をもたらしたのかが不明瞭なままとなつている。本章では前章で取り上げてきた「性教育」論の「枠組み」の要素がこの「開化セクソロジー」期にどのように変化し、この時代にいかなるかたちで「性教育」論が強い「枠組み」となつていったかを記述しなすことで、茂木の議論の弱点を克服することをめざす(課題、Ⅲ)。

近世後期においては、前章で見てきたような近代西洋の性知識は専門性の高い医学系領域内で見られるのみだったが、明治期に入るとそれがより教育論的な文脈で見られるようになっていく。それは、

早くも一八七三年（明治六）の箕作麟祥『泰西勸善訓蒙』で見られる。当時、小学校の修身教科書としても用いられた書籍で、箕作がフランスの教育書を翻訳したものである。その「後編 一」では、子どもへの「淫逸ノ習慣」が害悪視されており、それが子どもへの「智心」「心情」などに害をもたらす「身体ヲ衰弱」させることになることが説かれている。また、「淫逸ノ習慣」は場合によっては「人民狂院」へと収容される原因ともなり、「淫逸」をもたらす物事や「不潔ノ事」から子どもを隔離するようにと主張されている。ここで書かれている「淫逸ノ習慣」によってもたらされる害は近代西洋の文脈でのオナニーの害と符合するため、「淫逸ノ習慣」とはオナニーのことであるか、それを含むものとみてよいだろう。またここでは、「父母師傳」の「訓戒」は「淫逸ノ習慣」の防止に功を為さない、とまで書かれているのは興味深い。これは「手淫」の語は使われておらず「訓戒」の内実は不明なものの、大人が何らかのオナニーに関する知識を子どもに与えることについての議論であると読み取れるのである。

また、一八七四年（明治七）には青木輔清『小学教諭 民家童蒙解』が刊行される。これは西洋の学知を取り入れた、翻訳ではなく青木自身が書いた書籍で、これもまた修身書としても用いられたものである。そして、ここには子どもへの書かれていないが、「手淫は其害最も甚し人々決して此言を背くこと勿れ」と述べられ

ている。このように、明治初期の教育書、それも修身教科書の中で近代西洋の性知識が取り入れられたことは「性教育」論の歴史のなかの一つの変化であったと考えられる。すなわち、近世後期の洋学の専門性の高い医学の文脈で展開された子どもへのオナニーを防ぐべからぬという議論が、教育論としての文脈で明確に論じられるようになった。これらの書籍では、「手淫」概念が用いられず、用いられた場合も子どもへの「手淫」とは書かれなかったが、このテーマが義務教育下で用いる修身教科書の中で展開されたために、子どもへのオナニーをコントロールするための、オナニーの知識教授を實質上意味した。ここにおいて、現代の「性教育」論の「枠組み」をなす要素の一つである子どもへのオナニーに関する教育論が、近代西洋の知を範とした修身教科書によって、より明確なかたちで存在感を現し始めたのである。

(二)『造化機論』系書籍による豊富な「枠組み」をなす要素の提供
さらに、一八七五年（明治八）以降の、西洋の性科学的知識をふんだんに紹介する『造化機論』系書籍の出現によって、「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論が出そろっていく。『造化機論』系書籍とは、「開化セクソロジー」の代表的な現象として、先行研究においてまず取り扱われるトピックである。明治八年に出版された『造化機論』は、これが刊行されたその翌年、『通俗造化機論』

としてルビ交じりの読みやすい書籍として再版され、当時のベストセラーの一つとなる。その現象を受けてか、「造化」の文字を冠した書籍、『造化秘事』や『通俗造化機病論』などが矢継ぎ早に刊行され、また、「造化」の字は入らないものの、「男女」や「生殖」などの字がタイトルに入った『造化機論』と類似した趣旨の書籍が、様々刊行されるようになる。このような『造化機論』系の書籍は、この当時、「二流」の出版社において「造化機論を出版せぬものは一人もな」い、「何年でも重版」することが可能な、「経済的に出版所のドル本」であつたようである。一つの書籍ジャンルをなしていた本稿においても、これらの書籍群を先行研究に倣い『造化機論』系書籍としてとりあつかっていききたい。『造化機論』系書籍についての詳しい解説は、赤川学、斎藤光、石川一孝の研究などを参照してもらいたい⁽⁴⁰⁾が、本稿でも、論の目的に沿つたかたちで、『造化機論』系の書籍がいかなるものだったのかについて適宜触れていく。

これら書籍は、論の内容が同じというわけではないし、記述量や読解の難易度・学術性の濃淡に差異がある。しかしながら、西洋の性科学知識をふんだんに取り入れ、読者に「正しい」性知識を授け、よりよい社会生活を送るようにと教諭する点はほとんどが共通しているとのべてよいだろう。そのため、これらの書籍は医学的要素と教育的要素の二面性をもつものであつた。

また、これらの書籍は、子どもの持つ性的欲望・関心というテー

マを頻繁に取り扱っている。それは次のような記述に代表される。

今年少キ男女ヲ見ルニ殆ント解ス可カラザル感覺アリテ動モスレバ相愛恋シ相抱持ス。或ハ情欲未ダ発セザル年甲ニ於テモ亦然ルモノアリ⁽⁴¹⁾

幼遅の時ハいまだ精囊に具らず候へば、度々陽茎を摩擦いたし候とも精液漏出するの理ハ無之候へとも、猶小兒の手淫を禁じ候訳ハ仮令精液ハ漏出ずともはげしく陽茎を摩擦いたし候節ハ神經をミだしそれがため神經力を損じ候ゆえ、遂にハ病氣を醸し其身死するものにてご座候⁽⁴²⁾

ラルマン氏曰ク淫事を知ルハ通常其本性ノ自然ニ從テ発スルヨリ甚タ早く之ヲ覚ユルモノナリト。巴二五六年或ハ十年春機發動ノ初期ニ先チ、意ヲ婦女ニ注ク年少ノ兒アルヲ見ル。斯ノ如キ少年ハ後來必ス僅少ノ淫事ニ感ジ春情ヲ起スコト明カナリ⁽⁴³⁾

このように、『造化機』論系書籍においては、幼少期・年長問わず、子どものオナニー⁽⁴⁴⁾、性欲や情欲⁽⁴⁵⁾、さらには子どもの性交⁽⁴⁶⁾やその他の性的早熟などに関する議論が展開される。近世期の状況から考えると、『造化機論』系書籍は、この種の知識を深め、またその売

れ行きから考えると、格段にこの種の知識を世に広く知らしめたいといえる。

そして、このようななかで近世後期までには見られなかつたタイプの、子どもの持つ性的欲望・関心の存在を認め、かつそれをコントロールするための知識を子どもに与えるべきとする教育論も見られるようになる。

世の人多くハ曰く尙だ年稚き兒童等に男女秘事の主旨と之よりおこ発る弊害を説聞するハ甚だ善良に似たれども、夫ハ却て彼一事に付き何の志向もなきものに其道を教へて行ひ始むる導きをなし、実ハ世の悪習を奨むるに近きものならんかと。我等の見る所ハ大に此説と相異なりて、(……)殊に人の師父ししやうおやとなる者ハ我子弟に平生教諭して(……)其知識を広め前途を戒めてなるだけのち力所及後來の難苦を脱しめんと特に之を薦(める——筆者注)(48)

幼年の者は始より後患のちのうれいじんなどあるか如何を知らずして(オナニーを——筆者注)為すものなれば、此弊習ののうれいじんなどあるかの後患如何を説諭して誠むるをよしとすれども、素淫褻みだりの事なれば却て其人の純心を侵し淫欲を誘促せざる事に注意あるべし(……)淫褻みだりの書ハ淫情を誘起する故に堅く禁じ窃ひそに關る者なからしむべし(49)

然れども此事を有体に其女子に語るハ甚だ殆からずやと云ふ者あり。是誠に然り此の説話ハ不要なり。但彼れ教諭すに或ハ陰部に触り、或ハ猥褻言語、或ハ不淨思想等ハ身を過り且妨害す(50)と云ふことを以てせよ(……)徒に其女子を罵詈擲するなかれ

これらの書籍は全て翻訳本であるが、ここでは子どもの「交白」(性交)への関心・オナニー・「猥褻言語」・「不淨思想」の存在を認め、それらをよりよい方向性へコントロールするためにそれらに関する知識を与えるように大人に求めたり、また、「淫褻」な書籍を見せたりしないよう求めている。ここにおいて、子どもに性交やオナニーに関する何らかの知識を授けるべきであるとしたより具体的な教育論が日本に紹介され始めたのがわかる。そしてそれは、近代西洋の影響受けるかたちでなされていった。

さらに興味深いのは、ここでは性的欲望・関心の持つ子どもをあるべき方向に導くために一定の性知識を与えるべきとするような教育行為が是非を呼ぶ現実もある、ということが述べられている点である。そのため、これらの教育論は、背後にある性に関する教育論を受けて展開されているものであることがわかる。ここから、「この種の教育論」とでもいうような、性に関する何らかの纏まった教育論が社会にあることが想像できるのである。

(三) 概念化の登場

明治初中期に性に関する纏まった教育論の存在やそれを総称する概念がはつきりとしたかたちで見え始めるのは『造化機論』とはまた違った媒体のなかでの主張であった。その史料については茂木も言及しているため、茂木の研究も援用して紹介していきたい。

一八八八年（明治二十）三月にローゼンクランツ『訳注 魯氏教育学』という教育学書が刊行される。ここに「第七十二節ヨリ第七十九節ニ至ルマデノ一章ハ男女性育ニ関スルコトヲ論ゼリ。是ハ教員ヨリハ寧ロ父母タルモノ、為メニスルモノナリ」と書かれており、「男女性育」について書かれている節がこの本から削除された旨が書かれている。そしてこの本の脚注で訳者の國府寺新作は「総テ米訳ニ略除セル処ハ全篇の脱稿ヲ待チ」たいとし、削除された「男女性育」の箇所を改めて補完したい意志を示している。⁵¹⁾

茂木によればこのローゼンクランツの書籍はドイツ語を英訳したものを日本語に重訳したもので、「性育」とは、sexual educationの訳語であるという。⁵²⁾ すなわちここで、子どもを対象とした性に関する教育法が一つの概念であらわされているのである。そして、この「性育」の議論は、訳者の國府寺によつて、予告通り展開されることになる。

同年九月、雑誌『教育時論』に國府寺の「性育」論に関する講演録が「性育論一班」というタイトルで掲載された。⁵³⁾ ここで國府寺は

「性育」という概念を用いながら、「此種ノ教育法」が未だに日本において「発達」していないことを嘆きつつ、次のような議論を展開する。まず、國府寺は、「幼児」には「猥褻ナル小説」や「淫逸ノ談話」を触れさせないようにと、「教育家」への注意を促した。次いで「男女交接ノ所由ト方法」を「成婚期」の「児童」や「交接」を経験していない「少年」に教えるべきだとしている。そしてそれは、「男女間ニ生ズル諸種ノ悪弊」や「自辱」（オナニーのこと——筆者注）を防ぐためとして説明されている。また興味深いことに、「此種ノ教育法」、すなわち「男女交合」のことなどを教えようとするのが「猥褻ニ渉ル」もので「従来之ヲ秘密ノ事」としている日本の状況についても触れられ、そのことが難じられている。

こうして明治中期には、子どもを俗悪な性情から遠ざけるべきとすること、子どもの持つ性的欲望・関心を認め、かつそれをコントロールするための知識を子どもに与えるべきとする教育論が出そろい、そして、こうした一連の教育論をあらわす概念の存在も欧米からの輸入というかたちで出現し、現代によりつながる「性教育」論の強い「枠組み」が見え始めてきた。前述したように、以上のような状況が完成したこの時点を、「性教育」論の誕生と見做したい。本稿においても「性教育」論の誕生の時期の設定は茂木と同様だが、「枠組み」をなす要素の変容過程をより詳細に、かつその文化性に着目しながら検討することができた。

(四) 「性教育」書としての『造化機論』？

さて、「性教育」論が誕生したことはわかったが、見てきたような明治初中期に発展・出現した「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論が、この時期の日本においてどのような影響力を持ち、いかなる文化的な現象だったかということについて先行研究では詳しく触れられていない。実は、先の『造化機論』系史料をめぐっては、この『造化機論』の性知識を子どもに教えようとした動きも存在しており、この事実が「性教育」論の歴史研究としては看過できない出来事であると思われる。以下ではその動きを見ていくことで、この時期の「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論の発展・出現が日本にとっていかなる文化現象であったのかをさらに見ていく。

一八七七年（明治十）に、望月誠『子育ての草紙』なる全八巻本の書籍が刊行された。この書籍は、「うさぎ屋」なる出版社を営む望月が、世の母親に対し「小児養育の主旨」を授けるために書いたものであることが第一巻の緒言から読み取れる。⁵⁴ そのためこの書籍の中では主に母親にあてた子育てに関する知識がふんだんに紹介されているが、第四号には、次のような一節が書かれている。

少者の淫事を戒めねばならぬ事

親の眼から子を見るといつも小供のやうなれど、何時その子が

親となつて居るやうな不都合が世間まゝにあるのも、みな親の油断より起ることでありませぬ。弱冠より淫事に耽るときは身体の充分に長たぬ計りでなく、才能もともに進まず、又これがため若死するものもあるゆえ、実に恐るべき事では有ませんか（……）ここに不都合なことは女色はどのやうにも戒方もありませうが、さて手淫といふものは独ですることゆえ、親もこの戒めかたには甚だ困ります。夫には造化機論や造化秘事でも読せて淫事の害になることをよく合点せるよりほかに手段はありませぬ⁵⁵

ここでは、子どものオナニーを抑制するための知識を子どもに与えるために、『造化機論』や『造化秘事』を子どもに読ませるようにとしている。ここで、この時代の出版業界の人物がこう述べていることは、大変に興味深い事実を浮き彫りにする。それは、この時代、新聞や雑誌の広告で『造化機論』系書籍が宣伝される際には、これを子どもに伝え読ませるべき教育書として売り出している様が多くみられるのである。事実、望月の運営する「うさぎ屋」も『造化機論』系書籍を出版していた。⁵⁶ この時期、『造化機論』系書籍は、そのようなカテゴリとしては言われないにせよ、いわゆる現代の「性教育」本のような扱いもなされているのである。いくつか例示しよう。

通俗男女自衛論（……）

一々凶画を挿み婦女幼童にも解易からしめ、また師父が子弟教育の参考となし、或ハ幼稚子弟が憚りなく師父に質問し得んため、淫蕩忌避の語文を居ず、是皆著述者の用意を継述る処にて、今亦斯に江湖の信認を得風習を一変し国家の幸福を補はば、吾輩の功亦空ざるべし⁽³⁷⁾

婦女性理一代鑑（……）

本朝医学の泰斗とする陸海軍医両総監松本戸塚大先生、且亦本邦女教の先導者とも云べき外務大輔森公の題序を以て瞭然せり。米国にては女学校ハ勿論大中諸校此書を備へざるハなく、亦紳士尊姐此書を知らざれば恥辱となるに至れり⁽³⁸⁾

造化妙々奇談（……）

皆造化の功德を平仮名附画入にて極解り易く記したる書にて、諸君一度御読成さると忽ち知恵を開き升から、大人方も子供衆も一冊御求めの上御覽を願ひ升⁽³⁹⁾

このように、広告においては子を持つ親のための教育書として、または子どもに読ませるべき書としても紹介されていた。見てきたように、『造化機論』系書籍は具体的な性知識やあるべき性道徳に

ついてさまざま紹介する書であるから、構図としてこの広告自体が「性教育」論的であり、「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論はこのようなかたちで広く世に知らしめられていった。とはいえ、このような『造化機論』系書籍は、社会のなかで必ずしも好意的に受け取られていた書籍群ではなかった。このことは、明治中期における「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論の限界を示すことにもなる。

『造化機論』系書籍のいくつかのなかでは、そこに書かれている知識が学術的であるとわざわざ示されることもあるし、さらに著述関係者が研究職の人間であることもある⁽⁴⁰⁾。しかしながら、述べてきたような教育書としての宣伝はこの時期、あまり功を奏さなかったと考えるとよいだろう。それは、この時代、『造化機論』系書籍があるジャンルにまとめられ、「学術」ジャンルとはまた違った取り扱いは受けていたことと関係がある。

(五) 『造化機論』系書籍のもたらした社会的摩擦から見える日本文化
『造化機論』系書籍は読解の難易度・学術性に個々で差異があることは先に述べたが、これらの書籍が、同時代に、いかなる内容であるにせよ、次のようなジャンルで把握されていたことは興味深い。

婦女性理一代鑑（……）

此書ハ米国有名の医学博士ナフエース氏多年刻苦して著せし所にして、女子一生涯其身及び他人に対しての義務を尽さしめんがため正確なる術学に基き道德学の体裁を以て論説せる無類の珍書なり⁶²

男女自衛造化機新論全（……）

本書ハ大に世に流布■造化機云々と題する書と大に面目を異にし、最も新説閨房衛生術の珍書なり⁶³（■は文字がつぶれて判読不能な箇所を指す）

人身造化論（……）

（アメリカで）三百六十万部ヲ売捌ケリト云程ノ珍書ナリ（……）世間往々見ル処ノ猥褻ノ書ト同一視スベキモノニ非ズ⁶⁴

この様に、明治初中期、さらに後期においても、『造化機論』系書籍は「珍書」（類似する名称に、「奇書」「珍本」などもある。本稿では「珍書」で統一する）という書籍ジャンルで把握されていた。そして、「珍書」は次のような書籍も含むものであったことに注目したい。

珍書●出版 男女うわきくらべ

此珍書ハ（……）浮氣の模様を比較せし（……）面白を専一に仕組し（……）⁶⁵

ほかにも、「珍書」ジャンルは『花競芸妓評判記』『芸妓のいのちげ』⁶⁷など、学術色はなく、通俗的に「色」などの性の話題を取り扱った書籍と同一のジャンルであった。右記に示した『人身造化論』の広告文が「猥褻ノ書」ではないと主張しているように、これには、『造化機論』系書籍が、猥褻であるという同時代人のイメージがあつたことが影響している。赤川学が述べているように、『造化機論』系書籍は、内容の学術性如何にかかわらず出版され始めた当初から猥褻なものとしてみなされることも多くあり、揶揄や非難の対象となつていた。⁶⁸そのため、『造化機論』系書籍はしばしば発禁処分を受けることもあつた。⁶⁹『造化機論』系書籍が猥褻だと見做される要因の一つには、性器の写実的な図像が頻繁に記載されていたことや、性交などに関する詳しい記述があつたようである。⁷⁰また、次のような水準での非難も多く見受けられた。

●性理書に係る内訓

近來性理学の思想進歩したる結果ともいふべきにや、府下を始め各地の操觚者中一種の裨史小説めきたる男女色情論若くハ生

殖器論、男女交合論杯を著述して公にしたるもの（……）是等の著書ハ成るべく部数の多く売捌げんとを欲するの余り、諸新聞上に動もすれば風俗を害すべき猥褻なる文句を並べて広告を為し購読者を引くもの少なからざるに付、自今各府県に於ても十分注意し、甚しき広告為すものあらバ断然差止むべき旨、此程其筋より各府県知事へ内訓せられたりとす^①

このように、「内訓」が発令されるほど、広告レベルで猥褻であるということが言われていた。『造化機論』系書籍は風俗壊乱を生む可能性のあるジャンルとして警戒されていたのである。また、『造化機論』系書籍は、視覚的には次のようなイメージで警戒されていたようである。

其書名ニ造化ノ二字ヲ冒シ、又巻首ニ浮世体ノ画ヲ挿ム等、些カ時ヲ追フノ態アレドモ、其論説ニ至テハ然ラス、専ラ確実ヲ主トセリ。因テ茲ニ之ヲ辨ス^②

過日鉄馬（おそらく鉄道馬車のこと——筆者注）に乗たら車中広告に古渡り唐棧うつし一手販売矢島商店として、其広告に若き男女が握手して居る書があつた。あれでハ造化機論か男女交合本の表紙の様だ。早速取除てもらひたい^③

「巻首ニ浮世体」、また「男女が握手」している絵柄があるだけで、猥褻な『造化機論』系書籍のようだと非難されることもあつたのである。

これらのことから、近代西洋の性知識を取り込んだ『造化機論』系の書籍は、「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論を取り込むうえで重要な役割を様々果たしたと言えるが、同時代の評価としては、教育的・学問的だとして推奨する声もあつたものの、実際はそうは見られにくかつたようである。後に改めて触れるが、「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論は、明治中期にはこの『造化機論』系書籍において中心に展開されたため、教育的・学問的だとは、広く社会に認められにくかつたと考えられる。

（六）猥褻で異質な議論、しかしだからこそその概念化現象

加えて、「性教育」論の「枠組み」をなす要素の、この時期に付け加えられた教育論の性質を再考すれば、さらに興味深い一面が見えてくる。すなわち、近代西洋の影響を受ける以前の日本の教育・医学領域においては、それ以降の時代と比して子どもに対して教ねばならないとする性知識に関する語彙の少なさがあり、「色」などが害悪であることを伝えることが主眼であつた。そしてそもそも、子どもの持つ性的欲望・関心に着目するという視点も少なかつた。しかし、『造化機論』系書籍のような近代西洋の性知識の流入は、

その状態から様々な語彙を加えていき、それら様々な性知識を子どもに与えることも重要で教育的だとした。これは、日本の教育・医学系の文化土壌においては新規な体験であったと言えよう。そのため、従来の日本の教育観などからすれば、こうした具体的な性知識の教授も「猥褻」だと見做された可能性も高い。

実際、先述したように、國府寺の「性育」論においては、性交に関する知識などを子どもに教えることが「猥褻ニ渉ル」と批判される文化土壌があると苦言を呈していた。また、明治初期に見られたような修身教科書のなかの性に関する記述は、そのあと見られなくなっていくことにも注目したい。林葉子によれば、一八九六年（明治二十九）に呉秀三の『新選人身生理学 附衛生一班』が、「生殖器」に関わる記載箇所があるという理由で教科書として検定不合格となり不採用となった^⑦というから、日本において、子どもに詳しく性知識を教える議論が温かくは迎えられなかった様子がみてとれる。

以上のことから、明治中期に出現した「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論は、猥褻だと見做された書籍のなかで主に展開された点と、要素の議論がそもそも猥褻だと見做された点で、二つの受難があつたとみてよいだろう。このような要因から、一八八八年の一部の学識者による「性育」論のような、これらの教育論を概念化した教育論の紹介が試みられたものの、明治中期に

は、これがとくに社会のなかで重要視されたわけではなかった。実際、國府寺らの新規な試みに何か大きな反響が見られたわけでもなかった。

しかしながら、従来の日本文化と異質なものであつたからこそ、概念化された教育論の誕生がこの時期の日本に生じたのであろう。従来の日本にあつた、可能な限り子どもに性に関する具体的な情報を伝える事を避ける教育論のみでは、「性教育」論の誕生にはいたらなかった。「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論は、そのすべてが日本にとって新規な発想ではないにせよ、「性教育」論が誕生するためには、より子どもと性という議論に向き合う文化の輸入が必要だつた。

(七) 小括

明治初中期までには、日本の従来あつた子ども性の性に関する教育論に近代西洋の知が加わり、「性教育」論の「枠組み」をなす要素は現代に繋がるものが多く出そろい、一八八八年（明治二十一）に國府寺が「性育」という一連の教育論を概念化する言葉を輸入したことによつて、「性教育」論は誕生する。しかし、見てきたような猥褻なものとして、異文化なものとしての受容があつたために、「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論の多くは学問的・教育的にはあまり扱われず、社会においてもさほど重要視はされな

かったのである。しかし、異文化なものであったからこそ、性教育論の誕生は欧米の文化が多く流入されるこの時期に生じた。そして、みてきたような性教育論の受難は、この状況を見かねた人々の訴えによって、明治後期から新たな変化を見せることになる。

四 「性教育」論の勢力拡大

(一) 明治初中期における学識者の性研究

明治も後期に入ると、「性教育」論が一つのブームと言えるほど花開くことは多くの先行研究の伝えるところであるが、本章ではこの現象を、性に関する議論の学問化現象という軸で捉えなおしてみたい。そのことにより、前章まで見てきた明治中期までの「性教育」論の状況にもたらされる新たな展開を描くことができる。同時に、この時代の「性教育」論の隆盛が社会においてどのような現象だったのかをより深く把握できるだろう。

明治初中期に、明確な学術領域のなかで、例えば医学・教育学の専門雑誌や書籍において、『造化機論』系書籍で展開されたような「色情」や「情欲」に関する性の議論が扱われなかったわけではない。ただそれは、大きく取り上げられることはあまりなかった。例として医学領域に目を向ければ、これらの媒体での議論では、前述してきた「性教育」論の「枠組み」をなす教育論のいくつかは、時

折医学雑誌や小児科学書などで時折見られた。ただし『造化機論』的な性の議論が取り上げられたとしても、それは海外の議論をそのまま抄録したものが多く、日本人の学識者自ら議論を提起するという形ではあまり展開されなかった。このことから、この時期、医学の専門誌などでは、こうした性の議論は学問上の重要性がさほど認識されていなかったことがうかがえる。そのため、明治初中期までは、先述の「性育」論が先駆的であるのみで、このような近代西洋の自然科学の議論は学術媒体では活発であるとは言えず、「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論は、『造化機論』系書籍のなかで盛んに展開されていた状況であった。

前章において『造化機論』系の書籍が学問的なものとしてなかなか見られなかったことを述べてきたが、医学者もしくは『造化機論』系書籍に位置づけられるものを刊行していたことに注目したい。その際、医学関係者によってその書籍が宣伝されることがある。多くの場合、その書籍が世間一般では猥褻な書籍だと見做されることを踏まえ、宣伝者はその書籍を「確実ヲ主」とするものと主張したり、⁽⁷⁶⁾「学理上」有益であると主張したりして、学術性を強調する傾向があった。これらの書籍がいわゆる『造化機論』系書籍に伴う名称・装丁・「珍書」ジャンルであり、収益を見込んでいたと考えられる点を考慮しても、医学者によって『造化機論』的な性知識を学問上必要なものとして位置づけようとする動きがあったことは着

目にも値する。

(二) 明治後期における性研究の隆盛

そうした動きを引き継ぐかのように、明治も後期に入ってくると、「色情」や「性欲」に関する近代西洋の性知識が学問上有用であることを主張する学識者が、さまざまな媒体で頻繁に見られるようになる。本稿では、「性教育」論の文脈に即した形でそのことに触れていこう。医学・教育学分野の学識者たちはそうした主張を展開した主要な人々だったが、明治後期からのさきがけの存在として目立つのは、医学者の富士川游であるだろう。一九〇〇年（明治三十三）雑誌『児童研究』において「学齡児童の色情に就きて」といった彼の論考が掲載された。彼はそこで次のような主張を展開している。

余は学齡児童の色情、すなはち正規の色情発動の年齢に達せざる児童の色情に就き、一二の要項を述べて、我邦児童研究家の一読を請はむとす(……)たゞ児童研究の精神生理的及病理的方面の必要を説かむと欲する(……)余は前にも断りし如く、医学生にして(……)児童研究を真に科学的に為し、而して之を教育の原理の上に応用せむとならば、先づ神経系統の生理的及び病理的機能を研究するの要ありと信ずればなり⁽⁷⁶⁾

通俗的生殖機論の書籍（独逸にも盛に行はる。我邦にも数種の訳書ありと覚ゆ）は、記事確実ならず、医学の知識なき人にして、之を閲読するは、よろしからず⁽⁷⁷⁾

ここで富士川は、「学齡児童の色情」という教育問題を論じるにあたって、「色情」に関する生理学・医学（特に病理学）知識が、教育学領域でも学際的に扱われる必要があると述べている。そしてまた、この時期にも盛んであった『造化機論』系書籍には眉唾物の議論も多いことに触れ、性の議論はより学術的になされなければならぬとした。

この時期には富士川に続いて、同様の方向性を持った主張や現象が世に出はじめることになる。例えばそれは、鈴木大拙の論考「性欲論」⁽⁸⁰⁾、雑誌『人性』の発刊（一九〇五年（明治三十八））、澤田順次郎の性研究⁽⁸¹⁾などが代表的だろう。鈴木や澤田らの主張は、「性欲」や生殖などの性に関する議論が生物学・生理学・人類学・教育学・心理学・宗教学・法学等々に重要な議論であることを訴えるものであり、また「人性」はそのようなことをコンセプトの一つとした雑誌である⁽⁸²⁾。また、先に触れた雑誌『児童研究』（二八九八年（明治三十一）発刊）も、そもそも富士川の論考が掲載されたように、様々な性に関する議論も重視されていた教育系の学術雑誌だった。このように、明治後期には性に関する議論の学術性や学際性がうた

われ、重要なものとして様々な分野の媒体で議論が見られるようになる。また、これらの性に関する議論を学術的に論じようとした人物は、ドイツを中心とする欧米の学問に影響を受けた人物であった。これらの人物は欧米留学などの渡航経験や欧米の学問に触れる中で、欧米ではこのような議論が重要視されていると述べる。言わば、ここで扱われている性に関する議論が国際的に標準な議論であるとして位置づけられていくのである。

そしてこの時期、「性欲」なる概念が定着していき、また、「性」概念についても、これが男女のセックスをあらわす意味としても定着するようになっていくことは、こうした学問化の流れと歩みを同じくする⁽⁸⁵⁾。これらの概念は、この時期、性に関するものが学問や社会に重要なものと主張する議論に付随して登場する。すなわち、性的欲望や性別に関する物事が本能・本質的で人間社会を考えるうえでは避けて通れない主題であり、それらの物事が社会のさまざまな現象と影響関係にあることを表現するために用いられていた。人間には本能・本質的な「性欲」や「性」があり、これらの状態如何が社会の進歩状況を変容していくことが強く主張されていく。こうした議論は、これまでよりも学識者たちを性に関する議論に正面から向き合わせていくこととなる。

また、性に関する学術的議論がこの時期に加熱する理由には、学生風紀をめぐる問題が同時期に声高に叫ばれていたという背景もあ

るだろう。これは先行研究が触れているため詳述はしないが、実態はさておき、学生の男女交際や学生の売買春などの性的放縱をめぐる問題が叫ばれ、またそれに呼応する形で学生たちを刺激する性愛を描いた小説などを掲載する媒体への非難も高まっていく。これは警察の学生取り締まりや文部省からの訓令が下りるなどの動きすら見せた大きな出来事であった⁽⁸⁶⁾。この様な性をめぐるトラブルを解決するためにも、性に関する学術研究の必要性は求められていった。

(三) 『性教育』論の活発化

そのさなか、『性教育』論もまた一段と変容を遂げることになる。まず、先述の「性育」と同様の、一連の教育論を総称する概念が様々に現れはじめた。それは「性欲教育」「色情の教育」という名称を筆頭に、多くの学識者から提出されるようになる。また、そのような概念で展開される教育論の是非を述べる議論も、様々な媒体で見られるようになっていく。

その様相をあらわすために、この時期の雑誌において展開された『性教育』論をリスト化してみた(表1)。選定雑誌は医学者・教育学者が登場する雑誌のなかから、『児童研究』、『教育学術界』、『教育時論』、『新公論』、『中央公論』、『人性』を中心とした。他のものは筆者がこれらの雑誌以外で発見したものをまとめた。何をもつて『性教育』論と見做し表に組み入れるのかの境界選定は難しいが、

表1 明治後期における性教育、論掲載雑誌リスト

海外の性教育、論紹介

著者	年代	タイトル	掲載雑誌	巻、号
エドワード・カーベント	1900	教育に於ける愛情を論ず	教育学術界	一卷八号
著者名なし	1903	少年教育に於ける性欲問題	教育学術界	八巻一号
著者名なし	1902	青年色情教育論	児童研究	五巻十号
リッシー	1905	色情ノ説明	人性	一卷七号
コーン	1905	色情上ノ教示	人性	一卷八号
カール・ウルマン	1906	色情ノ説明	人性	二巻三号
フラツハス	1906	小児ノ生殖生活	人性	二巻八号
著者名なし	1909	性欲教育要綱	人性	五巻一号
著者名なし	1909	児童の生殖生活	人性	五巻三号
ステファニー	1909	学齡児童ノ衛生教育	児童研究	十三巻一号
カー・ヤッフエー	1909	性欲教育問題ノ現状	児童研究	十三巻四号
ビオ・フォア	1910	学校に性欲教育を教へざるは愚なり	新公論	二十五年三号
クルト・ガイスレルほか	1910	教育学的科目ニヨリテ若年者ニ生殖ノ事ヲ学バシメルコト	児童研究	十三巻七号
著者名なし	1910	万国学校衛生会議	児童研究	十三巻九号
著者名なし	1911	性欲教育の必要	人性	七巻八号
著者名なし	1912	生殖衛生に就ての規定	人性	八巻二号
クラーム	1912	性欲発動期ト学校	児童研究	十五巻六号
アルベルト・モル、 笠原道夫(訳、解説)	1909～ 1910	(連載) 児童の性欲に就て	児童研究	十二巻八号～ 十三巻十号
アルベルト・モル、 笠原道夫(訳、解説)	1910～ 1911	(連載) 小児の性欲に就て	児童研究	十三巻十一号 ～十四巻八号

日本における性教育、論

著者	年代	タイトル	掲載雑誌	巻、号
鈴木大拙	1900	性欲論	日本人	一二九号
著者名なし	1900	発情期の注意。	児童研究	二巻九号
深愛生第	1901	貞潔(チャステ)の徳につきて世の教育家に訴ふ	教育学術界	二巻二号
久津見蔵村	1904	恋愛と教育(下)	教育時論	六九八号
高島平三郎	1904	性育論	児童研究	七巻四号
三島通良	1906	学校生徒ノ色情問題	児科雑誌	七十七号
三島通良	1906	生殖生活は学校生徒に教ゆべからざる歟	新公論	二十一年六号
乙竹岩造	1907	現時欧州ニ於ケル性欲ニ対スル教育及飲酒ニ対スル教育ノ 状況ニ関スル報告	官報	三月二十三日
乙竹岩造	1907	現時欧州に於ける性欲に対する教育及び飲酒に対する教育 の状況に関する報告	児童研究	十巻四号
文部省	1907	欧州の性欲対教育(上)	教育時論	七九二号
文部省	1907	欧州の性欲対教育(下)	教育時論	七九三号
著者名なし	1907	人欲と教育	教育時論	七九二号
著者名なし	1907	情欲教育	家庭雑誌	五巻九号
富士川游	1907	色情の教育	児童研究	十巻十号
富士川游	1907	色情の教育(承前)	児童研究	十巻十一号
富士川游	1908	色情ノ教育	児童研究	十二巻一号
富士川游	1908	性欲教育問題	中央公論	二十三年十号
龍山義克	1908	性欲教育問題に就いて	教育学術界	十八巻三号
向軍治	1908	最近に現れた二大論文	中央公論	二十三年四号
著者名なし	1908	性欲教育の研究	東京教育雑誌	二二四号
龍山義克	1909	性欲教育問題ニ就テ	児童研究	十二巻七号
高木来喜	1909	性欲教育問題	静岡県医学会 会報	二十三号
内田魯庵	1911	性欲研究の必要を論ず	新公論	二十六年九号
暮村隠士	1911	性欲問題の輪郭	新公論	二十六年九号
向軍治	1911	性欲教育の新方針	新公論	二十六年九号
著者名なし	1912	性欲問題を論ず	開拓者	七巻二号
加藤時次郎	1912	医学上より見たる二個の本能 性欲の抑圧は不安を醸す	新公論	二十七年五号
著者名なし	1912	中学程度の男女学生に性慾に関する知識を与ふることの可 否	中央公論	二十七年一号
著者名なし	1912	中学程度の男女学生に性慾に関する知識を与ふることの可 否、適度及び方式	中央公論	二十七年四号

前章まで見てきた「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論が「性欲教育」のようなかたちで文章内に概念化され、述べられているものを選定した。また、「性欲教育」のような言葉がなくとも、この種の纏められた教育論があることを前提としたうえで論じているものも加えてある。この時期の男女共学可否論争や女子の月経の知識教授に関する議論などは「性教育」論と関連する議論であるが、本稿では取り扱ってこなかったゆえ、混乱を避けるため今回は除外した⁽⁸⁵⁾。様々な制約を加えたものの、この表からわかることは多くある。他の史料も援用しながら、以下そのことを述べていこう。

まず、先行研究で、この時期の「性教育」論が扱われる際には一九〇七年（明治四十）からの「性欲教育」や「色情の教育」ばかりが取り上げられるが、それ以前にもこの種の議論があったことが表からわかる。それは、富士川游らが性の学術性・学際性をうたいはじめた時期から少しずつ見られる。一九〇七年までの動きを概観すれば、まず、子どもの「好奇心」を「生理学講義」によつて応ずべきとする議論⁽⁸⁷⁾、子どもへの「男女の関係説明」の議論⁽⁸⁸⁾という欧米の「性教育」論が紹介されていき、また、「色情教育」などに関する海外の文献紹介などもされていく⁽⁸⁹⁾。また、日本人によつても「貞節（チャステ）の徳」に関する教育が日本では現状形式的に行われているとし、「深刻に痛切に」これを行わねばならないとするもの⁽⁹⁰⁾、「男女の性欲発動に関する諸種の弊害を予防」するために「局所の

生理を講談」をする必要性について述べるもの⁽⁹¹⁾、学校教育に「性育」の科目を設け、「性欲」に関する「指導教訓」を与えねばならぬとするもの⁽⁹²⁾、などの主張がこの時期にすでにある。これらの主張は、この種の議論が日本において欠けていると指摘する点で一致していた。

このような動きは、日本の学術分野において「性教育」論が活発に展開される時期の前段階的な動きとして位置づけられる。この後、一九〇七年（明治四十）から一九〇八年（明治四十一）、また一九〇九年（明治四十二）から一九一二年（明治四十五）にかけて「性教育」に関する議論が活発化・変容していく（表1も参照）。

一九〇七年から一九〇八年における「性教育」論においては「性欲教育」や「色情の教育」なる概念が多くみられはじめる。これは主にドイツにおける Sexualpädagogik を日本語に翻訳した概念であり、このドイツ流の「性欲教育」論を基にした教育論が多く展開されはじめた。

この時期の議論においてまず注目したいことは、青少年の「花柳病」や「生殖器病」を防ぐために、性交などに関するあるべき知識を授ける「色情の教育」「性欲教育」を行わなければならないとする論理が前面に出ている点である⁽⁹⁴⁾。そして、このような観点からの教育論はドイツにおいても同様に展開されていると紹介されている。実際に、この時期は欧米において、青少年の Geschlechtskrankheiten、

veneral disease (前者はドイツ語。どちらも性病、性感染症の意)の問
題や sex hygiene (性衛生学)の文脈の議論が活発化した影響で、
Sexualpädagogik や sex education に関する議論も同時に活発化し始め
る時期であった。⁹⁵ そのため、日本における「性教育」論のこのよう
な動きは、国際的な観点から見ても時勢を追うものであった。

ここで少し時期をさかのぼり、一八九九年(明治三十二)にブ
リュッセルで開催された「万国花柳病予防会議」での議論の紹介や
これに関する論考が、一九〇七年以前に日本においてしばしば展開
されていたことにも注目してみたい。ここでは、「性欲教育」のよ
うな概念は用いられていないにせよ、子どもの「花柳病」を未然に
防ぐために「注意」や「懇諭」⁹⁶、「道義の観念を高むる」⁹⁷ことなどを
する必要があるので説かれていた。一九〇二年にはこのような欧
米の動きを追う形で日本花柳病予防会が設立されたが、この会の報
告書でも子どもには花柳病の「予防法」を説明すべきであるという
欧米の議論が紹介されている。⁹⁸

加えて、一九〇六年(明治三十九)の三島通良のオナニーの害に
ついての論考でも、子どもに「手淫」の害を「教エ」なければなら
ないとした議論が展開されているが、それは「万国学校衛生学会
議」で行われていたものであるとも紹介されている。⁹⁹ 「手淫」の害
についての言及も、「花柳病」の話題と共にこの時期の「性教育」
論のなかで中心を占めたトピックであった。¹⁰⁰

したがって、一九〇七年以降の「性欲教育」や「色情の教育」論
の出現と展開は、単にドイツの議論が突然翻訳されたというだけで
はなく、そうした前段階の議論も土台にあり、日本において形を成
し始めたのだと評せよう。このような海外の動向を土台として、こ
の時期の「性教育」論は、これ以前の時期の議論よりもさらに學術
的・国際的な議論としての積極的な位置づけが行われていくことにな
る。

さらに、この時期には、文部省留学生乙竹岩造の、ドイツにおけ
る「性欲に対する教育」の視察に関する報告が政府の機関紙である
『官報』に掲載され、¹⁰¹ 時にはこの報告は「文部省」名義で他の雑誌
で掲載、¹⁰² または文部省が「性欲教育」の有用性を「調査」している
として報告されていく。¹⁰³ そして、谷本富や富士川游らが学校現場で
講演するというかたちで「色情」に関する教育や「性的教育」を行
うという教育実践もではじめる。¹⁰⁴ 加えて、『読売新聞』紙上で、「性
教育」論の是非を問う識者たちの議論が十を超える数で展開された。¹⁰⁵
すなわち、この時期に「性教育」論は、学術性・国際性と一定程度
の国家的承認やこれまで以上の社会的認知度を獲得するに至ったの
である。

以上のように「性教育」論は、猥褻な『造化機論』系書籍という
小さな領域から脱し、猥褻な議論という目線に抗する力を得ていつ
た。この時期の「性教育」論が、性交やオナニーに関することを子

どもに教える等の根本的な方向性は持続させつつ、そのままでありながら勢力を拡大していったこともまた、興味深い一面を浮かび上がらせる。すなわち、「性教育」論を盤石なものとする大きな要因には、オーソライズの有無が大きく関わっているということである。

(四) 基礎理論の輸入、学識者たちの参照枠組みとしての「性教育」論の顕在化

一九〇九年（明治四十二）から一九一二年（明治四十五）における、特筆すべき現象を二点、触れていきたい。一点目は、「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論の論理に補強がなされていく点である。注目したいのは早くもアルベルト・モルの『子どもの性生活』が医学者の笠原道夫によつて翻訳が試みられ、雑誌上で紹介されている点である。¹⁰⁶原著は一九〇八年に刊行されたものではぼタイムラグなしの翻訳であるが、モルの議論は、この時期以降の「性教育」論のなかで頻繁に参照されていくことになる。モルは思春期に当たる年齢の子どもだけでなく、乳幼児期からの子どももの性的欲望・関心に注目し、学術的議論を詳細に展開し、低年齢の子どもに關する「性教育」論に關する理論を様々に提供した。¹⁰⁷そして、モルと同様、今後の「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論を發展させていくジクムント・フロイトの「幼年時代」の「色情生活」に關する議論も徐々に紹介されていく。¹⁰⁸他にも、この時期以降の

「性教育」論の理論に影響を与えていく欧米の性科学者たちの議論が取り入れられ整理され始めている姿はうかがえ、¹⁰⁹欧米の議論をいち早く取り入れ、我が物にし、議論に箔をつけようとしている様が見えるのである。これらのモルやフロイトらの議論を用いた「性教育」論が詳細に展開されていくのは大正期以降になるが、この時期に既に理論的な多くの部分が輸入されていたことは注目に値する。

二点目は、一九一二年（明治四十五）に雑誌『中央公論』において、教育・医学関係の学者・学校長ら（総勢八十名）を対象とした、「性欲に關する知識」を子どもに与えるべきか否かについてのアンケート結果が公表されたことである。¹¹⁰ここでは、「性欲教育」などの「性教育」論が主張する「性欲に關する知識」を与えよとする教育論についての賛否が主に表明されており、さらに「性教育」をすすめるにしても、そのなかのどの類の教育までならよいのか、といったことが詳細に議論されている。¹¹¹ここにおいて多くの日本の学識者らが「性教育」論に何らかの形で関心があることが明らかとなった。そしてここでは、「性教育」論という類の議論が存在することが前提とされ、その中身の教育論の賛否についてこれまでよりも大規模に論じられている。この現象は、「性教育」論が日本において自立的に存在する参照枠組みとしての教育論となつていることを如実に表しているだろう。すなわち、これを様々に批判する論者が居ようとも、すでに教育論の一つとして、多くの学識者によつて認められ

る存在となっていた。また、同年にドイツにおいても、学校教員を対象とした「性教育」の可否についてのアンケート調査が花柳病防止会 (Deutsche Gesellschaft Zur Bekämpfung der Geschlechtskrankheiten) によって行われている事実も興味深い¹²⁾。このことから、日本における「性教育」論をめぐる動向は欧米の水準に至らないまでも、接近していたものであったことがうかがえる。

以上のように、学識者に「性教育」論に関して賛否をうかがうアンケートが日本で行われ、これの要素の議論が理論的にもさらに補強されていたように、「性教育」論は認知度の拡大と理論的な精度の上昇という面から一段と盤石なものとなっていた。

(五) そして、「性教育」概念の誕生

明治後期は、中期までの「性教育」論に、より学術性、学際性、国際性が付与され、社会的な勢力の拡大が行われていく時期であった。それは、学識者達が「性教育」論を承認・奨励し、積極的に海外の議論を輸入していく中で生じ、認知度の拡大もこれに伴っていった。先行研究が述べるように、大正期以降、さらに「性教育」論は勢力を拡大し躍進を続けていくことになるが、それは明治期に「性教育」論が以上のようなかたちで盤石なものとなりその後の時代に続く土台としての完成を見たためである。

最後に、先行研究においては現代における「性教育」という概念

自体が見られるのは大正期以降だとされるが、実は、「性教育」という概念自体が出現し始めるのは、明治後期のことだったことを明らかにしておこう。それは、一九一一年(明治四十四)における、蠣瀬彦蔵のアメリカのクラーク大学の児童研究に関する報告文のなかに見受けられる。蠣瀬は、クラーク大学の「児童研究所」のなかで「人種改良」論とともに「性(セックス)教育」について講義がなされていた、という一文を残している¹³⁾。ここにおいてすでに、「性教育」という概念も誕生していた。この「性教育」の自身がいかなるものかは不明瞭だが、「人種改良」という優生学的なタームと共にこの概念が紹介されていることは、この後の時代における「性教育」論の傾向を予言するかのようである。以上のように、明治後期には、「性教育」論は理論・概念・勢力ともに、基礎的なものが整っていたとみてよい。

おわりに

本稿においては、茂木の研究を継承しながら日本の性教育史の再構築をめざしてきた。そのことにより、これまでより詳細な日本の性教育史が構築できたように思う。日本においては、「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論は近世後期からすでに、限定的なかたちで存在していた。それは、子どもに俗悪な性情報を与える媒

体に触れさせないようにし、年長の子どもの持つ性的欲望・関心を認め、これをコントロールするために「色」や「淫」に関する物事が悪であることを子どもに伝えねばならないというかたちで見ることができた。近代西洋の性知識は、そこに幼少期の子どもへの性的欲望・関心に関する議論、子どもへのオナニーに関する議論、子どもに性交についての知識を授けなければならないことなどの「性教育」論の「枠組み」をなす要素をさらに加えていく。ただし、明治初期までは、これらの教育論が一連の教育論として概念化されることはなかったために「性教育」論は依然として弱い「枠組み」のままであり、源流としてしか位置づけられないようなものであった。そして明治中期には、一連の教育論を概念として把握する「性育」概念が登場し、この時点で「性教育」論の強い「枠組み」は完成し、「性教育」論のひとつの誕生を見る。

明治後期に至ると、性に関する議論が学術性を強く帯びはじめ、同時に性に関する議論の領域的拡大、学際化をもたらしした。「性教育」論もこの流れの中で、変容をきたしていく。明治中期までの「性教育」論の「枠組み」をなす教育論のなかでも、近代西洋の影響で流入した教育論は、時に猥褻とみなされるような、学術ジャンルとしては位置づけにくい『造化機論』系書籍のなかで中心的に展開されており、猥褻なものを見做されがちだった。「性教育」論の誕生も、この猥褻と見做されがちな議論の流入の中でなされたため、

当初は反響の薄いものであったが、本稿で見たような性の議論の学術領域化は、「性教育」論の他の媒体への広範囲な進出をもたらし、すなわち、明治後期において「性教育」論は欧米の議論の影響から、きわめて学術的・学際的・国際的な議論であると紹介されるようになる。そのことにより、「性教育」論は認知度を拡大し、議論も活発化し、明治後期にはこれに関する理論やこれをあらわす概念も一通り出そろうことになった。

そしてこのような歴史は、日本においては子どもの性をめぐる観念や教育観に、文化的な変容をもたらしと言える。近代西洋の性知識は、子どもに関する学問的・教育的議論に、大人たちが子どもの性をめぐる現象とより深く向き合うことを促した。近世後期までの議論では、子どもに性に関する具体的知識をあたえようとする態度はほとんど見られず、明治期以降、子どもへのオナニーや性交など存在を認め、さらにそれらの知識を子どもに伝えようと子どもを管理することが提言されはじめる。これは、日本における子ども観の変化とも関連しているだろう。どちらの時代も子どもの性を管理するという方向性は共通しているが、性に関する子どもの自律性をどの程度認めているのかという点で、これらは大きく異なる。すなわち、こうした議論の出現は、一定の性知識や関心を備えた子ども像をもたらしことにもなった。日本の近代化が、子どもが性的なものとは無縁な「無垢」な存在であるという観念をもたらししたこ

とはつとに指摘されているが、それとは逆の性知識を備えた子ども像も、もたらずことになったことがわかる。ヒュー・カニンガムも述べているように、子ども観の近代化は無垢な子ども観と対立する子ども観も同時に提供したのである。¹⁵これは最初、猥褻な教育論として扱われるという抵抗もあったが、「性教育」論が誕生し、これが学術化されていくなかで、次第に認められるようになっていった。もちろん、現在に至るまで「性教育」論は世間に抵抗を受け続ける教育論ではあるのだが、学術という基盤はその抵抗に対抗できるだけの支持者の拡大をもたらした。

以上が本稿で明らかになった知見であるが、先行研究の批判を軸に議論を進めたため、より細かな歴史記述の可能性を多く残している。本稿で扱った各時代においては、さらに考察を進めることが可能であると思われるし、また、「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論は、本稿で取り扱った三種のものだけではもちろんない。「性教育」論にはほかに、月経教育をめぐる系譜や同性愛に関するトピックの系譜など、さまざまなものが存在する。これらがいつの時代からあり、「性教育」論の「枠組み」としてどのような関わりを持っているのかも、今後記されていかなければならない。

なお、本研究はJSPS科研費（特別研究員奨励費）15100972の助成を受けたものである。

注

- (1) 例えば、浅井春夫ほか『性の貧困と希望としての性教育』十月舎、二〇〇九年を参照のこと。
- (2) 例えば、田代美江子「性差と教育——近代日本の性教育論にみられる男女の関係性——」、『歴史学研究』七六五号、青木書店、二〇〇二年、松下清美ほか「性教育の現状と課題——性教育の歴史の変遷に着目して——」、『宮崎大学教育文化学部紀要 芸術・保健体育・家政・技術』二十五・二十六号、宮崎大学教育文化学部、二〇一二年、中島邦「近代日本の性教育——性教育研究の基本文献によせて——」、『性教育研究基本文献集 解説』大空社、一九九一年など。
- (3) 例えば、高橋一郎「青少年のセクシュアリティと教育」、『教育社会学研究』五十三集、日本教育社会学会、一九九三年、松原洋子「明治末期における性教育論争——富士川游を中心に——」、『お茶の水女子大学人間文化研究年報』十七号、お茶の水女子大学大学院（博士課程）人間文化研究科、一九九三年など。
- (4) 以下、茂木の研究についてはすべて、茂木輝順『性教育の歴史を尋ねる——戦前編——』日本性教育協会、二〇〇九年を参照。
- (5) 「枠組み」という言葉は茂木が使用している言葉であるが、「強い」「弱い」という腑分けは筆者が茂木の議論をわかりやすく説明するために用いるものである。
- (6) 茂木は、子どもに対する「月経」に関する指導が古来から日本にあったのではないかと示唆しているが、そう述べるのみで考察の対象とはしていないため、本稿ではこれを省くことにする。また、近世期の「色」や「淫」に関する教育論については、本稿二章以降や拙稿「子どもの性」に関する観念の歴史の変容——近代化前後の日本を事例に——、『女性学年報』三十五号、日本女性学研究会、二〇一四年も参照のこと。
- (7) ちなみに、茂木は「性教育」論の「枠組み」をなす要素の教育論として、「性

器の衛生」「二次性徴」についてなどの教育論も要素であるとして述べている(前掲『性教育の歴史を尋ねる』戦前編) 十二頁)。ただし、これらの概念を用いて論を展開した形跡はあまりみてとれない。

- (8) 例えば、北沢杏子『子どもの性教育Q&A』アーニ出版、二〇〇五年、六十頁、池上千寿子『性について語ろう——子どもと一緒に考える——』岩波書店、二〇一三年、四十八頁。

- (9) 幼少期の子どもはオナニーは射精を伴わないため、オナニーではなく「性器いじり」という呼称を与えられることが多いが、本稿では総じてオナニーという概念でまとめておく。

- (10) 例えば、北沢前掲『十代の性の悩みQ&A』三十五頁、太田佳代子「セクシュアル・キッズと上手にコミュニケーション——家庭でのこんな困ったをどうする? 幼児期編④ 性器いじりについて——」『季刊 セクシュアリティ』第二十八号、エイデル研究所、二〇〇六年、一三二—一三五頁など。

- (11) 例えば、浅井春夫はか『性の貧困と希望としての性教育』十月舎、二〇〇九年、村瀬之浩『性のこと、わが子と話せますか?』集英社、二〇〇七年など。

- (12) 前掲「子どもの性」に関する観念の歴史の変容——近代化前後の日本を事例に——を参照のこと。

- (13) 著者名なし『女今川姫小松』須原屋茂兵衛ほか、一八一七年、七十ノ一〇一丁オ。

- (14) 伊藤単卜『教訓雑長持』一七五二年(柏川修一編『談義本集 一』古典文庫内、一九九四年、一四一—一四四頁)、『教訓雑長持』は、この時期以降、一七八四年にも再版されているため本稿では近世後期の区分とした。

- (15) 近世期を通じてよく流通した『女大宝箱』はその最たるものだろう。例えば、著者名なし『女大学』『女大宝箱』西村源六ほか、一八〇二年、六十三丁ウ—六十四丁オ。

- (16) 同前、「女大学」十八丁オ。

- (17) 例えば、竹田春庵『女童子訓翁艸 三』浪華書房、一八二八年、十六丁ウ—二十一丁ウ、著者名なし『近道子宝』山口屋藤兵衛、一八六七年、十丁ウ、著者名なし『源氏物語一部大意』『女源氏教訓鑑』柏原屋清右衛門、一七九六年、一—六丁ウ、など。

- (18) 例えば、著者名なし『女教訓百ヶ条』『女今川姫小松 全』須原屋茂兵衛ほか、一八〇七年、一二丁オ、十返舎一九編『見女長成往来』錦耕堂、一八二三年、七丁オ—ウ。

- (19) 頓宮映月『家内用心集 上』汲古堂、一八二四年、六丁ウ。

- (20) 林子平『父兄訓』山城屋佐兵衛、一八五六年、十五丁オ。

- (21) 手島堵庵『前訓上』一七七三年、(黒川真道『日本教育文庫 心学篇』日本図書センター、一九七七年、二〇八頁)。

- (22) 本井子承『秘伝大人小児衛生論 乾』浪華書林、一八二二年、十四丁ウ—十五丁オ、三宅建治『居家保養記』一八〇七年(三宅秀『日本衛生文庫』第六卷、教育新潮研究会、一九一七年、一一五頁)。

- (23) 近世後期の議論での、「娘」や「若」などの語から想定できる年齢幅は現代よりもはるかに広い。そのため、解釈の問題が残ることを付しておく。

- (24) 『生々堂養生論拔萃』(写本、年代不明、原本は一八一七年、中神琴溪著、ページ数なし)。

- (25) 林子平『父兄訓』山城屋佐兵衛、一八五六年、二丁ウ—三丁オ。

- (26) 高井蘭山『姪事戒』須原屋茂兵衛、一八一五年、〇三丁オ—〇五丁オ。

- (27) 船曳卓堂譯『婦人病論 前編 一』須原屋伊八ほか、一八五〇年、二十九丁ウ—三十丁ウ。

- (28) 合信『全体新論 坤』勝村治右衛門、一八五七年、二十八丁オ。

- (29) 合信『婦嬰新説 乾』天香堂、一八五九年、十三丁オ。

- (30) 緒方洪庵『扶氏経験遺訓』一八五七年(適塾記念会緒方洪庵全集編集委

- 員会『緒方洪庵全集第一巻 扶氏経験遺訓 上』大阪大学出版会、二〇一〇年、三二二―三二三頁。
- (31) 同前、二〇〇―二〇一頁。
- (32) 上野千鶴子「解説(三)」小木新造ほか『日本近代思想体系 二十三風俗性』岩波書店、一九九〇年、五一―八五頁、赤川学『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房、一九九九年、八十一―八十七頁を参照のこと。
- (33) 詳しくは海後宗臣編『日本教科書大系 近代編 第一巻修身(一)』講談社、一九六四年、を参照。
- (34) 箕作麟祥訳述『泰西勸善訓蒙 後編 巻一』中外堂、一八七三年、十丁ウ―十二丁ウ。
- (35) 例えば、ジャン・スタンジエ、アンヌ・ファン・ネック『自慰―抑圧と恐怖の精神史―』稲松三千野訳、原書房、二〇〇一年を参照のこと。
- (36) 前掲『泰西勸善訓蒙 後編 巻一』十一丁ウ。
- (37) ちなみに、本書は第三巻以降がアメリカのウィルラードによって著された修身書の翻訳となっているが、本稿で扱う部分は一巻・二巻部分である。
- (38) 青木輔清『小学教諭 民家童蒙解』同盟社一八七四年(前掲『日本教科書大系 近代編 第一巻修身(一)』三九二頁)。
- (39) 斎藤昌三『湘雨窓漫録』書物展望』五巻八号、書物展望社、一九三五年、一一九頁。
- (40) 前掲『セクシュアリティの歴史社会学』、赤川学『明治の「性典」を作った男―謎の医学者・千葉繁を追う―』筑摩選書、二〇一四年、石川一孝『明治造化機論年表』丸三書房、二〇一三年、斎藤光『通俗造化機論』通俗造化機論二編『通俗造化機論三編』解説』斎藤光編『性』をめぐる言説の変遷 近代日本のセクシュアリティ』ゆまに書房、二〇〇六年、一一―十三頁。
- (41) 善亞頓『造化機論 乾』千葉繁訳、千葉繁、一八七五年、二十八頁。
- (42) 根村熊五郎『人身造化論 完』兎屋誠、一八八四年、二十七頁。
- (43) 熱児彈『造化秘笈 乾』宕陽堂、一八七六年、二十二丁オ―ウ。
- (44) そのほかに、例えば、アドベイ『夫婦養生論』東京競英堂、一八八一年、五九頁、ヴァールダイ『室女の友 手淫編』藤田蝶、一八七九年、一丁オ―ウを参照。
- (45) そのほかに、例えば、富沢春淇編訳『造化繁殖演義図説 上』北川堂ほか、一八七九年、甲田良造『色情哲学 奇思妙構』金港堂、一八八七年、十九―二十二頁を参照。
- (46) そのほかに、例えば、ホーリック『通俗造化起源史 婚姻之導 第一巻』山本義俊など、一八七九年、一―六頁、浅利保正編『子育必携 産育造化機論』春風堂、一八八六年、三十五―四十二頁を参照。
- (47) 例えば、エルトン『造化生生新論 上』正栄堂、一八七九年、十三丁ウ―十四丁オ、ホーリック『通俗造化起源史 婚姻之導 第二巻』山本義俊ほか、一八八〇年、二―三九頁などで見られるように、早期妊娠や早期精通などの議論がある。
- (48) レタウ『通俗男女自衛論 卷之貳』一八七八年、四十九―五十二頁。
- (49) ヴァールダイ『室女の友 第一編』藤田蝶抄訳、春陽堂、一八八一年、三丁ウ―四丁オ。
- (50) ナフェウス『婦女性理一代鑒』第一篇、堀誠太郎、一八七八年、三十九頁。
- (51) ローゼン克蘭ツ『訳注魯氏教育学 第二部 上巻』國府寺新作訳注、牧野善兵衛、一八八八年、一五七―一五八頁。
- (52) 前掲『性教育の歴史を尋ねる』戦前編』十七頁。
- (53) 以下、國府寺の議論への言及は、國府寺新作『性育論一班』『教育時論』、一八八八年、九―十一頁を参照。
- (54) 望月誠『子育の草紙』第一号、由己社、一八七七年、頁数なし。
- (55) 望月誠『子育の草紙』第四号、由己社、一八七七年―二頁。
- (56) 例えば、『男女淫慾論』(「初編」二篇「続編」がある。一八七九年)、『造

化妙写真真鏡』(一八八〇年)、『懐妊避妊自在法・有夫姦檢察法並予防法』(一八八六年)など。

- (57) 『読売新聞』朝刊、一八七八年七月二十八日。
- (58) 『読売新聞』朝刊、一八七九年十一月九日。
- (59) 『読売新聞』朝刊、一八七九年六月二十四日。
- (60) エルトン「緒言」、『造化生新論上』正栄堂、一八七九年、頁数なし、藤井寿詮編訳「凡例」、『通俗造化機病論』錦森堂、一八七八年、頁数なし。
- (61) 例えば、医学者の田代基徳、千葉繁、植物学者の堀誠太郎など、様々な学識者が『造化機論』系書籍の出版に携わっている。
- (62) 『読売新聞』朝刊、一八七八年五月七日。
- (63) 『読売新聞』朝刊、一八九六年十月六日。
- (64) 『朝日新聞』朝刊、大阪、一八八三年十一月二十二日。
- (65) 『読売新聞』朝刊、一八八六年三月十四日。
- (66) 『朝日新聞』朝刊、大阪、一八八二年十二月十二日。
- (67) 『読売新聞』朝刊、一八八四年五月二十三日。
- (68) 前掲『明治の「性典」を作った男』一八〇一—一八五頁。
- (69) 木本至『オナニーと日本人』インタナナル株式会社出版部、一九七六年、一一五—一三五頁。
- (70) 前掲『明治の「性典」を作った男』一八〇一—一八五頁。
- (71) 『朝日新聞』朝刊、東京、一八九〇年十月二十八日。
- (72) 「寄贈書籍」『医事新聞 第二十号』医事新聞社、一八七九年、三十一—三十一頁。
- (73) 『朝日新聞』朝刊、東京、一八九八年十二月十三日。
- (74) 林葉子「生理衛生教科書に見る人体の表象——「人種」と性差の男女別教育——」小山静子編『男女別学の時代——戦前期中等教育のジェンダー比較——』柏書房、二〇一五年、一一二頁。ちなみに、教科書検定制度はじまりは明治十九(一八八六)年である。

- (75) 例えば、著者名なし「交媾力衰弱(腎虚) 交媾力虚脱及び陰萎症ノ説」『東京医事新誌』一四三号、一八八〇年(斎藤光編『近代日本のセクシュアリティ——(性)をめぐる言説の変遷 第六卷 アンソロジー——明治期の性言説をめぐる——』ゆまに書房、二〇〇六年、五十一—五十六頁)、スタイルル『斯泰涅爾小児科』長谷川泰訳、済生学舎、一八八六年、二〇—二〇五頁。
- (76) 前掲「寄贈書籍」『医事新聞』二十号、三十一頁。
- (77) 「雑報 社会的色欲論」『助産之葉』第三十七号、緒方病院助産婦学会、一八九九年、二十二頁。
- (78) 富士川游「学齡兒童の色情に就きて」『児童研究』二卷九号、日本児童研究会、一九〇〇年、十三—十四頁。
- (79) 同前、十六頁。
- (80) 鈴木大拙「性欲論」『日本人』二二六号、二二九号、一九〇〇年(前掲『近代日本のセクシュアリティ 第六卷』一四一—一四七頁)。
- (81) 澤田順次郎「性の研究を以て一学科と為すの議」『人性』二卷八号、一九〇六年、四七五—四八二頁、大鳥居奔三・澤田順次郎『男女之研究』光風館書店、一九〇四年、一一十九頁。
- (82) 例えば、松原洋子『「人生」解説・総目次・索引』不二出版、二〇〇一年を参照のこと。
- (83) 前掲『セクシュアリティの歴史社会学』一五五—一七八頁、斎藤光「性」井上章一&関西性欲研究会『性の用語集』講談社、二〇〇四年、十八—三十一頁、小田亮『二語の事典 性』三省堂、一九九六年、三十九—五十三頁を参照。
- (84) 例えば、澁谷知美『立身出世と下半身——男子学生の性的身体の管理の歴史——』洛北出版、二〇一三年を参照のこと。
- (85) 同前、二二四—二八四頁を参照。
- (86) これらの教育論がこの時期には「性教育」論の要素の一つをなすものと

して組み入れられる動きはある。しかし、これらの教育論については、それぞれ複雑な歴史変遷があり、さらに本稿では言及の対象としていないため、除外した。これらの教育論と「性教育」論の関係性については、また稿を改めて論じた。

- (87) エドワード・カーペンター「教育に於ける愛情を論ず」『教育学術界』一卷七号、東京同文館、一九〇〇年、三十九―四十六頁。
- (88) 著者名なし「少年教育に於ける性欲問題」『教育学術界』八巻一号、東京同文館、一九〇三年、七十五―七十六頁。
- (89) 著者名なし「青年色情教育論」『児童研究』五巻十号、教育研究所、一九〇二年、二十六頁、リッソー「色情ノ説明」『人性』一卷七号、一九〇五年、三六一―三六二頁など。
- (90) 深愛生「貞潔(チャステ)の徳につきて世の教育家に訴ふ」『教育学術界』二巻一号、東京同文館、一九〇一年、二十七―三十頁。
- (91) 久津見蔵村「恋愛と教育」『教育時論』六百九十八号、開発社、一九〇四年、五頁。
- (92) 高島平三郎「性育論」『児童研究』七巻四号、富山房、一九〇四年、七―十四頁。
- (93) 例えば、富士川游「性欲教育問題」『中央公論』二十三年十号、反省社、一九〇八年、二十六頁を参照。
- (94) 乙竹岩造「現時欧州に於ける性欲に対する教育及び飲酒に対する教育の状況に関する報告」『児童研究』十巻四号、日本児童研究会、一九〇七年、二十一―二十八頁、富士川游「色情の教育」『児童研究』十巻十号、日本児童研究会、一九〇七年、二十一―二十三頁、前掲富士川游「性欲教育問題」二十六―三十七頁など。
- (95) Saureteig, Lutz D. H., "Sex education in Germany from the eighteenth to the twentieth century", in Eder, Franz X. et al. (eds), *Sexual Cultures in Europe: Themes in Sexuality*, Manchester, Manchester University Press, 1999, pp. 9-33,
- Zimmerman, Jonathan, *Too Hot To Handle: A Global History of Sex Education*, Princeton, Princeton University Press, 2015, pp. 14-21,
- Saureteig, Lutz D. H., "Representations of Pregnancy and Childbirth in (West) German Sex Education Books, 1900s-1970s", in Saureteig, Lutz D. H. and Davidson, Roger (eds), *Shaping Sexual Knowledge: A Cultural History of Sex Education in Twentieth Century Europe*, London, Routledge, 2012, pp. 129-131などを参照。
- (96) 蘆原信之「花柳病予防法ニ就テ」『中外医事新報』五三六号、中外医事新報社、一九〇二年、七八頁。
- (97) 森田茂吉「梅毒及花柳病予防法案」『娼妓存廃内外大家論集』建國新報社、一九〇〇年、二十一―十六頁。
- (98) 大澤謙二「花柳病と法律」日下主計編『日本花柳病予防会報告』日本花柳病予防会一九〇五年、四十六頁。
- (99) 三嶋通良「学校生徒の色情問題」『児科雑誌』七十号、日本小児科学会、一九〇六年、九十五―一〇四頁。
- (100) この時期の「手淫」の害に注目する「性教育」論の傾向については、前掲「性教育の歴史を尋ねる」戦前編を参照のこと。
- (101) 乙竹岩造「現時欧州ニ於ケル性欲ニ対スル教育及飲酒ニ対スル教育ノ状況ニ関スル報告」『官報』七二一六号、大蔵省印刷局、一九〇七年、五六六―五六八頁。
- (102) 文部省「欧州の性欲対教育(上)」『教育時論』七九二号、開発社、一九〇七年、二十四―二十五頁、文部省「欧州の性欲対教育(下)」『教育時論』七九三号、開発社、一九〇七年、十六―十七頁。
- (103) 著者名なし「性欲教育の研究」『東京教育雑誌』二二四号、東京教育雑誌発行所、一九〇八年、二十九頁。
- (104) 富士川游「色情ノ教育」『児童研究』日本児童研究会、十二巻一号、一九〇八年、三十一―三十四頁、谷本富『女子教育』実業之日本社、一九一一年を参照。

- (105) 詳しくは、『性教育の歴史を尋ねる〜戦前編〜』二十一―二十二頁を参照のこと。
- (106) 詳しくは、表1のモルの項目を参照のこと。
- (107) 現代において、簡便に日本語で読めるモルの理論に関する書籍は数少ない。ここではひとまず、豊島順二郎『増補・改訂 子どもの性生活』人間の科学社、一九八一年、を紹介しておく。モルの議論の簡便なまとめとしては、Sauterig, Lutz, 2012, "Loss of innocence: Albert Moll, Sigmund Freud and the invention of childhood sexuality around 1900", *Medical History* 56 (Special issue 2), Published online, pp. 156-183 を参照。
- (108) 蠣瀬彦蔵「米國に於ける最近心理学的題目の二三」『哲学雑誌』二十六巻二九一号、有斐閣、一九一一年、五〇二頁。また、フロイトの議論は、「小児ノ生殖生活」についての海外の議論を紹介する文脈で、すでに一九〇六年にごくわずかながら言及されている。詳しくは、フラツハス「小児ノ生殖生活」『人性』二巻八号、一九〇六年、三六一―四十頁を参照。
- (109) 例えば、一九一一年の『新公論』二十六年九号の「性欲論」に関する研究の特集などは、その顕著な例であろう。欧米のセクソロジーに関する書籍の情報が多数紹介されたり、モルだけでなく、エリス、プロッホ、など高名なセクソジストの議論が日本人研究者によって消化され、様々な議論が展開されたりしている。詳しくは、『新公論』二十六年九号、新公論社、一九一一年、二六十六頁を参照。
- (110) 著者名なし「中学程度の男女学生に性慾に関する知識を与ふることの可否」『中央公論』二十七年一号、中央公論社、一九一二年、一七三―一八二頁、著者名なし「中学程度の男女学生に性慾に関する知識を与ふることの可否、適度及び方式」『中央公論』二十七年四号、中央公論社、一九一二年、一七九―二一四頁。
- (111) 中には、ただ賛否のどちらかを表明するのみの意見もあるが、そうしたものは少数派である。
- (112) 前掲「Sex education in Germany from the eighteenth to the twentieth century», p. 19 を参照。
- (113) 前掲『性教育の歴史を尋ねる〜戦前編〜』四十頁。
- (114) 蠣瀬彦蔵「クラーク大学に於ける児童研究の外観」『児童研究』十五巻五号、児童研究発行所、一九一一年、二九一―三三三頁。
- (115) 例えば、河原和枝『子ども観の近代——『赤い鳥』と「童心」の理想——』中央公論社、一九九八年を参照。
- (116) Cunningham, Hugh, *Children & Childhood in Western Society Since 1500*, England, Longman, 1995.